

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年4月26日(2007.4.26)

【公開番号】特開2005-270148(P2005-270148A)

【公開日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2005-039

【出願番号】特願2004-83817(P2004-83817)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 B

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月9日(2007.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機本体側に装着される台座部材と、該台座部材に組み付けられる制御基板装置とを備えてなる遊技機に適用され、

前記台座部材と前記制御基板装置とには、遊技機の機種毎に又は同一機種で複数の型式がある遊技機では型式毎に、異なる組付機構を各々設けておき、台座部材に対して制御基板装置を組み付ける際、それら両部材の機種又は型式が一致しない場合に組み付けを不可とし、一致する場合に組み付けを可とするようにしたことを特徴とする遊技機における制御基板装置の組み付け間違い防止方法。

【請求項2】

前記台座部材と前記制御基板装置とに各々設けられ互いに対向する基板搭載部と被搭載部とに、前記組付機構として少なくとも2つずつの組付位置合わせ部を設けておき、該組付位置合わせ部の設置間隔を遊技機の機種毎に又は型式毎に個別に設定することで制御基板装置の組み付け間違いを防止することを特徴とする請求項1に記載の遊技機における制御基板装置の組み付け間違い防止方法。

【請求項3】

前記基板搭載部には前記組付位置合わせ部として少なくとも2つの貫通孔を設ける一方、前記被搭載部には前記組付位置合わせ部として前記貫通孔を貫通し台座部材の裏面側でロックされる少なくとも2つの固定具を設けておき、貫通孔及び固定具の位置合わせにより制御基板装置の組み付け間違いを防止することを特徴とする請求項2に記載の遊技機における制御基板装置の組み付け間違い防止方法。

【請求項4】

前記台座部材と該台座部材を装着する遊技機本体側の装着部とには、遊技機の機種毎に又は同一機種で複数の型式がある遊技機では型式毎に、異なる装着機構を各々設けておき、装着部に対して台座部材を装着する際、それら両部材の機種又は型式が一致しない場合に装着を不可とし、一致する場合に装着を可とするようにしたことを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載の遊技機における制御基板装置の組み付け間違い防止方法。

【請求項5】

前記台座部材と前記遊技機本体側とに、前記装着機構として少なくとも2つずつの装着

位置合わせ部を設けておき、該装着位置合わせ部の設置間隔を遊技機の機種毎に又は型式毎に個別に設定することで台座部材の装着間違いを防止することを特徴とする請求項4に記載の遊技機における制御基板装置の組み付け間違い防止方法。

**【請求項6】**

前記装着部としての遊技盤を遊技機本体に着脱可能な構成とし、前記遊技盤と遊技機本体とには、遊技機の機種毎に又は同一機種で複数の型式がある遊技機では型式毎に、異なる取り付け機構を各々設けておき、遊技機本体に対して前記遊技盤を取り付ける際、それら両部材の機種又は型式が一致しない場合に取り付けを不可とし、一致する場合に取り付けを可とするようにしたことを特徴とする請求項4又は5に記載の遊技機における制御基板装置の組み付け間違い防止方法。

**【請求項7】**

請求項1乃至6のいずれかの組み付け間違い防止方法を適用可とすべく、遊技機固有の前記組付機構を設けたことを特徴とする遊技機。